



法人である会社にも市民税が課税されるのはなぜですか。



越谷市では、道路・公園などの整備や消防、ごみの収集などの業務をはじめ、市民の皆さんの福祉の向上のためにさまざまな仕事をしています。

市民税は、これらの仕事に要する費用の一部をそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税金であり、市民として暮らしていくうえでいわば会費のようなものといえます。

そこで、越谷市の行うこれらのさまざまな仕事による受益、すなわち各種行政サービスによる受益は、個人のみならず法人についても同様であると考えられることから、法人に対しても市民税が課税されることとなります。

法人市民税は、法人の規模などに応じた均等割と法人税額を基礎とした法人税割により、課税されることになります。

申告と納税については、事業年度終了後などの一定期間内に税額を申告するとともに、その税額を納める申告納付制度になっています。

なお、税率などは、次のとおりです。

■法人税割の税率

資本金等の額	法人税額または 個別帰属法人税額	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度分	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度分
1億円超	-	14.7 / 100	12.1 / 100	8.4 / 100
1億円以下	年額500万円超			
	年額500万円以下	12.9 / 100	10.3 / 100	6.6 / 100

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、資本金等の額が「資本金＋資本準備金の合計額」を下回る場合、「資本金＋資本準備金の合計額」が税率区分の基準となります。

■申告と納税

区 分	申告期限と納付税額
確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2カ月以内、申告納付額は均等割額と法人税割額との合計額 なお、中間（予定）申告を行った税額がある場合にはその税額を差し引きします。
中間(予定)申告	事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内、申告納付額は次の（ア）または（イ）の額です。 （ア）予定申告：均等割額（年額）の1/2と前事業年度の法人税割額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額との合計額 （イ）中間申告：均等割額（年額）の1/2とその事業年度開始の日以後6カ月の期間を1事業年度とみなして算出した法人税額をもとにして計算した法人税割額との合計額

■法人市民税を納めていただく方

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
①市内に事務所や事業所がある法人	○	○
②市内に寮・保養所などがある法人で、市内に事務所や事業所がないもの	○	
③市内に事務所や事業所などがある公益法人等	○	
④法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所または事業所を有する方		○

※ ①には、③に掲げる公益法人等または法人でない社団等で収益事業を行うものを含みます。

■均等割の税率

法人の規模に対してかかる税金で、地方団体が行う行政サービスとの応益関係に着目して、それに要する経費の一部の負担を求めるものです。資本金等の額や従業者数によって年間の税率が定められています。なお、所在期間が1年間に満たない場合は、月割で税額を算出します。

法人等の区分	法人市民税		法人県民税
	市内の従業者数		—
	50 人以下	50 人超	
公共法人、公益法人等（均等割を課することができないもの以外のもの）、一般社団法人及び一般財団法人、収益事業を営む人格のない社団等、他	5 万円		2 万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が 1 千万円以下の法人	5 万円	12 万円	2 万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	13 万円	15 万円	5 万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	16 万円	40 万円	13 万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	41 万円	175 万円	54 万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が 50 億円を超える法人	41 万円	300 万円	80 万円

※ 従業者数の合計数…市内に有する事務所・事業所・寮などの従業者数の合計数

※ 均等割の税額＝税率×事務所・事業所・寮などを有していた月数÷12ヵ月

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、資本金等の額が「資本金＋資本準備金の合計額」を下回る場合、「資本金＋資本準備金の合計額」が税率区分の基準となります。



令和6年度の税制改正で、地方税法等については、どのような改正がありましたか。



令和6年度の税制改正による、地方税法等の主な改正点は、次のとおりです。

<個人市民税・県民税>

○定額減税（特別税額控除）

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として、個人の市民税・県民税において定額減税（特別税額控除）が実施されることとなりました。

対 象 者 令和6年度市民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下で所得割が課税される方

減 税 額 市民税・県民税の他の税額控除後の所得割額から、次の金額
 ※ 定額減税に係る控除額が、所得割額を上回る場合は、その所得割額が限度となります。
 (1) 所得割が課税される方本人 1万円
 (2) 控除対象配偶者又は扶養親族 1人につき1万円
 ※(2)については、国外居住者は対象外となります。
 ※ 同一生計配偶者（控除対象配偶者及び国外居住者を除く。）
 については、令和7年度市民税・県民税の所得割額において、1人につき1万円が控除されます。

実施方法

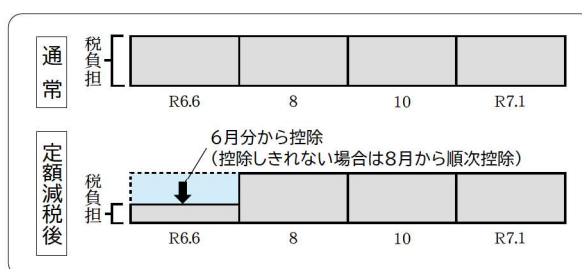
①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

▶ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



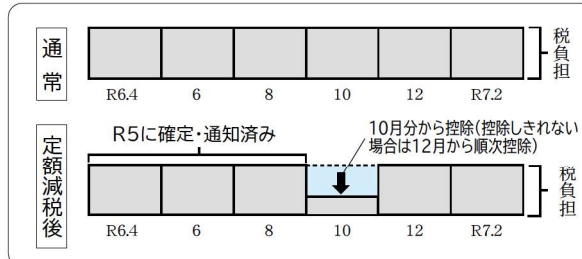
②普通徴収（事業所得者等の方）

▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



※ 定額減税の対象外となる方の市民税・県民税・森林環境税の徴収方法については、原則どおりの徴収方法となるほか、年度の途中において税額又は徴収区分の変更があったとき、複数の徴収区分に該当するとき等は、上記実施方法と異なる場合があります。